

新 城 市 議 会

総 務 経 済 委 員 会

令和5年12月15日（金曜日）

総務経済委員会

日時 令和5年12月15日（金曜日） 午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 総務部

第191号議案	「質疑・討論・採決」
第192号議案	「質疑・討論・採決」
第193号議案	「質疑・討論・採決」
第194号議案	「質疑・討論・採決」
第195号議案	「質疑・討論・採決」
第211号議案	「質疑・討論・採決」
第217号議案	「質疑・討論・採決」
第220号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（9名）

委員長	竹下修平	副委員長	小林秀徳	
委員	齊藤竜也	佐宗龍俊	小野田直美	村田康助
	山口洋一	鈴木達雄	滝川健司	
議長	長田共永			

欠席委員 なし

説明のために出席した者

企画部、総務部、産業振興部、建設部、健康福祉部の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 田中秀典 議事調査課長 阿部和弘 書記 山本弘美
書記 請井悠人

開 会 午前9時00分

○竹下修平委員長 ただいまから総務経済委員会を開会します。

本日は、14日の本会議において、本委員会に付託されました第191号議案から第195号議案まで、第211号議案、第217号議案及び第220号議案の8議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第191号議案 新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第191号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第192号議案 新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第192号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第193号議案 新城市職員の給与に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第193号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第194号議案 新城市新城公共商社設立審議会条例の廃止を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 お伺いします。昨日の本会議の質疑の中で、地域商社みかわができたのでということであったわけですが、まず、この廃止に至る経緯についてお伺いしたいと思います。

○竹下修平委員長 加藤産業振興部長。

○加藤宏信産業振興部長 廃止の経緯につき

まして、昨日も説明させていただいたんですけれども、公共商社設立審議会にですね、設立準備することに対し諮問して、令和4年4月1日に、その答申がございました。

その答申をいただいて、公共商社設立の準備にかかっていたんですけれども、産業振興部のほうで産業自治振興協議会というものを持ちましてですね、産業振興を進めていくという基本計画をつくっておりました。

その基本計画と、公共商社がやろうとすることが、おおむね一致しているのではないかとということで、公共商社の設立の審議会のほうは、もうその答申を受けた段階で、本来、廃止すべきものだったんですけれども、もう事業の取り組む先が、産業自治振興協議会のほうで計画をつくって進めていこうということで、この設立審議会のほうは必要ないだろうと。

そのところに、この令和5年3月から地域商社みかわ株式会社というものが、豊川信用金庫を母体とした事業体ができたものですから、昨日、説明したように公共商社の設立のほうもやらないという結論に至った経緯であります。

以上です。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 これ、提案をされたのが加藤部長の所管であります、これ、自身がコピーしたのが古いのかもしれませんが、庶務というのが、第7条ではもともと企画部にあったわけではありますが、これ多分変わってないと思うんですが、その点はいかがなんでしょうか。

○竹下修平委員長 杉浦企画調整課長。

○杉浦達也企画調整課長 公共商社設立審議会条例の庶務については企画部企画政策課になっていて、企画調整課と名前が変わりましたが、昨年度、令和4年度に事務移管をさせてもらっております。

当時、中身につきましては、産業政策課の

ほうで進めていきたいと思います。令和4年度、審議会を開く可能性、なかったですが、もし開くような場面が出てきた際には、企画部のほうで、審議会の取り回しについては行うというふうな整理の中で、条例のほうはそのまま生かしておったという状況でございます。

以上です。

○竹下修平委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 昨日の御答弁を聞いてちょっと疑問に思ったことがあるのでお伺いします。

市がですね、地域商社みかわとの間をもつということは、いわゆる情報提供をしていくということかなと思ったんですけど、それ以外にも何かされることはあるのか、お伺いします。

○竹下修平委員長 川窪産業振興部副部長。

○川窪正典産業振興部副部長 今、御質疑いただいた件ですけど、地域商社みかわのほうからですね、やはり地元の情報というのがないものですから、それは市から提供いただきたいということで、その辺のつなぎを市のほうとしては地域商社みかわと一緒にやっていきたいというふうに考えております。

○竹下修平委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 情報提供というんですが、ちょっと一つ懸念されるのが聞き取りしているときにですね、カルテを制作しました。それは制作する際にやはり市、いわゆる公だからその辺の情報はしっかりと管理してくれるし、外に漏れないだろうという、いわゆる信頼関係の中でのやり取りだったと思うんですね。それを、この地域商社みかわのほうにお伝えするということは、いわゆる情報元となってくださった各企業にはどのようにお伝えするのか、信頼関係を損なわないようにどういうふうにやっていくのか、そのあたり、教えてください。

○竹下修平委員長 加藤産業振興部長。

○加藤宏信産業振興部長 今、委員のほうか

ら質疑あった件ですけれども、当然ですね、昨日答弁させていただいたように、いろんな大事な情報があるものですから、地域商社みかわのほうから、このような事業体はありませんかとかいう話があれば、当然ですね、例えば小林産業というところがあったら、小林産業にこういう話があるけどどうですかって聞いてですね、聞いたものを、相手方に伝えるとか、あとは相手方のほうから小林産業という方から、こういうお話しいただいたら、地域商社みかわに、名前は言いませんけど、こういうお客様が見えるんですが、いかがでしょうかねというような取り次ぎをして、それからもうあとは事業体と地域商社みかわでお話していただくという形を考えております。

以上です。

○竹下修平委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ということは、そういうやり取りでやっていく、それはいつぐらいをめどに終わらせる予定なのか、お考えでしたらお願いします。

○竹下修平委員長 加藤産業振興部長。

○加藤宏信産業振興部長 昨日も答弁させていただいたように商工会の経営指導員の方と一緒にですね、回っていくのは、いつまでということではなく、もうずっと商工会のほうは経営指導で、事業者のほう毎年回るものですから、それに一緒についていきますし、情報も変わってくるので、地域商社みかわとは、これからもずっと続けていくという形を今、取る予定でおります。

以上です。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 これ、条例の施行前、条例は3月19日ですので、令和3年2月に基本計画というのが出ておりまして、これはそのまま、もうこれも一緒に廃案にするのか、廃止していくのか、これに準じていいものを売るとか、つくるだとか、市外へ持っていくだとかいうのがありました、最後のほうに、こ

れはそのままということでもいいんでしょうか。

○竹下修平委員長 川窪産業振興部副部長。

○川窪正典産業振興部副部長 公共商社基本計画につきましては、このままですね、産業自治基本計画のほうに乗換えていくという形で、こちらについては計画を廃止することを考えております。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 新城公共商社というのは、そもそも何をやろうとしたんですか。何の目的でつくろうとしたんですか。お願いします。

○竹下修平委員長 杉浦企画調整課長。

○杉浦達也企画調整課長 前市長のマニフェストにもございました、この新城公共商社。内部でもどういうふうに進めていくのがいいのか、いろいろ検討をしておりました。社会状況も目まぐるしい変化もあったときでございます。

ですので、その中でも新城市のいいもの、魅力あるものと言ったらいいんでしょうか、新城市のものを、やっぱり魅力あるものは、このままですと、もしかしたらなくなってしまうものもあるかもしれないと、そんなような考えの中で、継続をさせていきたいと。

それから、新城にある人、物、情報、そうしたものを地域の魅力的なものとして発信をしていくような地域の自立と、人々の心が満足する潤いに満ちた暮らしを実現するため、そのような目的を持って進めていたと、そうしたものでございます。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そういう目的はいいけど、結局、前市長が言った稼ぐ力とかね、そういうことも含めて、考えられたと思うんだけど、商社とつく以上、何か商売とか、そういうのにつながるとかってたんですけど、そもそもこの民間がやるべきようなことと、行政がやるべきことのすみ分けという中で、商社という名前をつけたことによって、市民や議員の皆さんや、ほかの職員が受けるイメー

ジと、今の目的の説明が、ちょっとマッチングしてないと思うんだけど、そもそも民間がやるべきことに首を突っ込んで、行政がやっとうまくいったためしはないわけですよ。それに行政も振り回された、市議会も振り回されたのかなと思ってますけど。

それはいいとして、結局設立できなかったという結果が生じたわけですよ。その辺についてどういうふうに考えているのか。産業総合振興条例に、振興のほうに乗換えてから成果があったみたいな言い方されてるけど、本当にそれ、じゃあ今、言われた目的は、達成途中というか、達成できないうちに、こういったもの、条例廃止するということで進んできたわけですけども、その辺についてはどういうふうな考えですか。

○竹下修平委員長 加藤産業振興部長。

○加藤宏信産業振興部長 今、滝川委員がおっしゃられたとおりですね、市場の原理によって民間サービスで本来やるべきという部分は、地域商社みかわ株式会社をお願いいたしまして、企画調整課長が言った人だとか、その他、市場原理の民間サービスでPRしたり、販売したりという部分じゃない部分は、先ほど小野田委員のところでお話したように、一緒に商工会の方と回って、得た情報はですね、自治体のほうでPRしていくというような部分を、お互いが一緒になって仕事のほうを進めていくというようなイメージであります。

あとはですね、地域商社みかわと、奥三河4市町村と、豊川市、あとは関係するJAと一緒に、豊川信用金庫が地域活性化協議会というのを持っておりまして、そちらのほうで協議を重ねて、地域商社みかわの事業に取り組んでいくという形をとっております。

以上です。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 地域商社みかわができたというニュースを見たときに、これ、新城市がやろうとしてることなのかなと、ちょっと違

ったけど、あつちは純粋に商売というか、地域の、そういった特産なり、隠れた商品を売り出すというような部分が見えたもので、新城市が目指してるのとはちょっとイメージが違うけど、商売という部分ではあつちのほう为民間ですので、当然、先行しているわけですから。

それに今度、情報提供で市役所が関わっていくというのがいまいよく分からなくて、わざわざ市役所を通さなくたって、地域商社みかわと商工会とが連携して、それぞれ情報共有、情報提供していけば、地域商社みかわを通じて新城市商工会の扱ってる商品とか、事業者を利用してもらうとか、そういった部分もあるし、市がやるのは商工会に入っていないような事業者の中で、隠れた、そういったものがあればそういうものとの接点をつないでいくというような、そういった方向になっていくのかなと思ってたんですけど、あえてそこでまた新城市が地域商社みかわに関わるというのがよく分からなかったんですけどね。

それはそれとして商工会との連携も当然、必要になるし、これからなっていくので、それは地域商社みかわをうまく利用していただければ、市の商工の発展につながればと思いますけれども。

そういう形で、今回のこの審議会条例をなくするなら、それはやむを得ないと思うし、必要だ、当然だと思いますけども。これまでにこの新城公共商社設立に関連するですね、6年前から今日まで、この事業の遂行に当たって、どれだけの予算を執行してきたのか分かりますか。

○竹下修平委員長 杉浦企画調整課長。

○杉浦達也企画調整課長 すみません、今、手元に細かな資料を持ち合わせておりませんので、また改めてお知らせしたいと思います。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 多分そんなに予算を使っていないのか、審議会委員の報酬程度ぐらいなの

か分かりませんが、そうすると数十万なのか、数百万なのか分かりませんが、年間数十万円としても6年で180万円か、200万円ぐらいかなと思ってますけど、それだけの税を投入したことに見合う成果があったのかなというのがいまち疑問ですけども、それについてはどういうふうに分析というか、捉えられているのかいかがですか。

○竹下修平委員長 杉浦企画調整課長。

○杉浦達也企画調整課長 今、滝川委員が言われたように、審議会の委員の報酬、それから大きなところは委託料が大きい予算かなと思っております。

奥三河ビジョンフォーラムに事業者カルテというのを作成していただくような委託をこれまでしておりました。成果としましては、市内の何社かにヒアリングを行っていただいて、事業者カルテというものを作ったというものがございますが、まだそれを十分生かすような形になっていませんでした。

その中で、先ほど話があった産業自治基本計画のほうに引き継いでいくと。ですので、事業者カルテそのものは、なしだというわけではありませんので、そこで得た情報というのは引き継いでいくということになっております。

以上です。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、その事業者のカルテというのは何社分集まったんですか。

○竹下修平委員長 杉浦企画調整課長。

○杉浦達也企画調整課長 事業者カルテは11社にヒアリングをしております、その分のもんです。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 11社ね、それが多いのか、少ないのかよく分かりませんが、商工会の会員数から比べるとはるかに少ないし、それが成果と言われて、そうですかって言われる状況がよく分かりませんが、11社の、取り

あえずカルテがある。果たして、それだけで、市内の企業というか、いろんな製造業も含めて。

だから、たかだか11社をやるためにこんなことをやってきたのかという言い方は失礼かもしれませんが、それが成果と言われて、それを今後、産業総合振興条例のほうに生かしていくと言われるのか知りませんが、果たして11社でやったと言えるのかどうか、その辺はどういうふうに考えるのか。その対象とする事業所というのは、そんなに少なかったんですか。

○竹下修平委員長 加藤産業振興部長。

○加藤宏信産業振興部長 今、委員のおっしゃったとおりですね、11社というのが多いか少ないかは別として、この事業が終わったわけではありませんので、今、産業振興部のほうでは、職員と商工会の経営指導員の方とグループを組んでですね、6グループで、1グループあたり約30ぐらい、年内、年度内に200弱の事業所のほうは訪問させていただいて、調査票のほうを、また数を増やして、うちの情報にしていくという形を取っております。

以上です。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 最後にしますけど、これからその数を増やしていくということですけど、その情報をどういうふうに活用するのか、うまくその情報を集めることで、何か、次に結びついていくイメージがよく分からないんですけど、頑張ってくださいとしか言いようがありません。

以上です。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第194号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第195号議案 新城市空家等対策協議会条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第195号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第211号議案 市有財産の無償譲渡を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 建物の無償譲渡ということですが、底地のほうはどれだけの面積があつて、どういう所有形態になってるのでしょうか。

○竹下修平委員長 野澤資産管理課長。

○野澤尚史資産管理課長 底地については、宅地でありまして、面積については199.88平米になります。

所有者については、今、手元にある資料がですね、公図の関係になりまして、詳細まで記載がありませんので、申し訳ないんですが、地元の区民の方を含めた61名の方の共同の名義になっております。

以上です。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 61名ということ、区の所有、区の共有の土地ということなのか分かりませんが、それを今までそれじゃ借地してたのか、無償借地だったのか、その辺の形態はどうだったんですか。

○竹下修平委員長 野澤資産管理課長。

○野澤尚史資産管理課長 記憶で申し訳ございませんが、消防本部のほうで所管をしておりまして、所有者については議員のおっしゃるとおり、区のほうで認可地縁団体等の法人格を持った組織がなかったため、区の方の集合体というか、それぞれの方々、全ての名前を用いてですね、共同で所有しておるところでございます。

建物については、市のほうで建てておりますので、土地については地元の方々から借りておるといった状況でした。

以上です。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 借りとるのは、借りとると思いますけども、無償で借りてたのか、ちゃんと地代を払ってたのかというのを確認したかったんです。

○竹下修平委員長 野澤資産管理課長。

○野澤尚史資産管理課長 大変申し訳ございません。今、手元に資料がございませんので確認して回答させていただきたいと思います。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第211号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第217号議案 新城市つくで手作り村の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第217号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第220号議案 東三河広域連合規約の変更を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 介護療養型医療施設というのはどういった施設でしょうか。

○竹下修平委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤知代高齢者支援課長 質疑いただきまして介護療養型医療施設になりますが、対象としましては要介護1から要介護5を対象としておりまして、一般的な介護のサービス、プラスアルファそれに高度な医療といえますか、医療的ケアの必要な方に対する医療もできるという施設になっております。

以上です。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると介護が必要で、かつ医療が必要な人のための施設ということですけど、昔って言っているのかな、星野病院って昔そうだったような気がしたけど、違ったのかな、それも星野病院はもうやってないということでしょうか。

○竹下修平委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤知代高齢者支援課長 今現在ですね、介護医療院として星野病院と今泉医院が、市内で2施設存在しております。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、その2施設がこの介護療養型医療施設に該当するというのか、そのように引き続き同じような形態で医療サービス、提供できているということなのか、どういった経緯で廃止になったのか分かりませんが、市内にはないということで、東三河広域連合で、それは豊橋地区とかその辺の市外だと思うけど、それらもなくなっていくという意味なのか、それらはもうやめちゃってるという意味なのか、その辺はどうですか。

○竹下修平委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤知代高齢者支援課長 東三河広域連合の中ではですね、今、介護医療型療養施設として残っているのは1施設。豊橋に二川病院というところが1施設残っております。

それ以外はですね、もう転換が図られておりまして介護医療院というふうになっております。それがさっき言いました、市内で言い

ますと、星野病院と今泉医院になります。

以上です。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第220号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、総務経済委員会を閉会します。

閉 会 午前9時32分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務経済委員会委員長 竹下修平